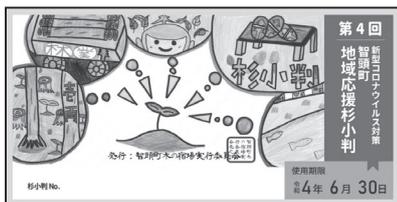


地域通貨「杉小判」の配布



新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた地元商店街の活性化・緊急経済対策として、再度、地域通貨「杉小判」を全町民（令和4年1月28日時点）に配布しています。使用方法等については、同封の通知を確認ください。

- 〔配布枚数〕 1人につき5枚
※世帯毎に配布
- 〔使用期限〕 6月30日まで
- 【問合せ先】
役場山村再生課
☎75-3117

鳥取年金事務所
年金相談会について

鳥取年金事務所は、毎月第3火曜日に町総合センターで出張年金相談を実施中です。

年金請求の手続きや加入の状況、年金の相談等を希望される人は、ぜひ利用ください。※予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書を準備ください。

※総合センターでの出張相談は日程が変更になることがあります。事前に年金事務所へ問合せください。

※代理人が相談に来られる場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

- 【問合せ先】
日本年金機構鳥取年金事務所
☎0857-27-8311
役場税務住民課 ☎75-4118

くらしの情報
くらしに役立つ情報をお届けします♪

4月2日は「世界自閉症啓発デー」・4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です



「発達障がい」は、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)などを指し、生まれつき、脳機能の発達にアンバランスさがみられます。

自分の気持ちを上手く伝えられない、他人の言葉の意図をうまく理解できない、注意を持続させることが難しい、「読み」「書き」「計算」等、特定の学習が極端に苦手など様々な症状があります。そのため、保護者が子育てに悩んだり、子どもが生きづらさを感じたりすることもあります。

特性に応じた生活環境等の工夫をすることで、本人の持っている力を活かしやすくなり、日常生活の困難を軽減させることができます。

鳥取県内には、発達障がいの子育てを経験した保護者が悩みを聞いて助言を行うペアレントメンターがいます。ぜひ、利用ください。

- 【問合せ先】
ペアレントメンター鳥取
☎0857-30-0670

おしらせ

小型除雪機の無償貸与

町の除雪計画となっていない生活路線や、高齢者の家庭の除雪をボランティアで取り組む集落等に対し、小型除雪機を無償で貸与いたします。

- 〔貸付機械〕
ハンドガイド型小型除雪機(10馬力程度、除雪幅100cm程度)

〔貸与時期〕 11月頃予定

〔貸与費用〕 無償
※燃料や消耗品、修繕費用等は借受団体の負担です。

〔審査・決定〕
これまでの当事業を活用した貸与実績などをもとに、貸与団体を決定させていただきますので、ご希望に添えない場合もあります。

〔申請期限〕
4月28日(木)午後5時まで 地域整備課必着。

〔申請方法〕
申請書及び要綱等については、智頭町ホームページでダウンロードいただくか、地域整備課(役場2階)でお渡しいたします。

- 【問合せ先】
役場地域整備課
☎75-4113

